

# 元高崎地本組合員らによるJR東労組に対する損害賠償請求事件 一審に引き続き控訴審も 通帳返還請求に続き

JR東労組は、除名された恩田孝美氏・中山透氏・杉山晃氏・松本紀行氏・佐藤麻美氏・宮口今朝美氏、制裁審査中の新井賢一氏、漆原徹氏、角田文典氏、退職された町田和明氏から①恩田氏が高崎地本の代表者であること②高崎地本事務所の明渡し③もらえるはずだった地本交付金(250万円)の支払④組合員としての活動ができない精神的苦痛に対する慰謝料⑤佐藤麻美氏が高崎地本で就労できなかった分の賃金などの損害賠償を求め、提訴されていましたが、一審に引き続き控訴審も、恩田氏らの主張は全て棄却され、JR東労組の勝利判決(2023.9.28)が出されました。



## その2

### ■判決要旨 (控訴審の論点と裁判所の判断)

【控訴審での争点①】JR東労組は正当な理由なく、恩田氏らに執行権停止等をしたのか？

【控訴審での争点②】佐藤麻美氏はJR東労組の不法行為により賃金を請求できなかったか？

#### 恩田孝美氏、中山透氏、佐藤麻美氏らの主張

ひがし労が高崎地本の施設を利用していても、再加入を奨励していたから不自然ではない。

分会等の50機関の財産が無くなったのは地本執行部も把握していなかった。

佐藤麻美氏のひがし労組合員に対する金銭支払いは合理的理由がある

佐藤麻美氏の通帳持ち出しは給与の支払いのため

GWにひがし労組合員が地本事務所で日直を行い、補助代が支給されたことは再加入させるために行われたものとは認めがたい **ダメ!**

高崎地本の執行部が把握していなかったとは認めがたい **ダメ!**

ひがし労結成の前日の役員手当の支払いは **不自然** **ダメ!**

組合施設への出入りを禁止された日の翌日午前2時に地本事務所を訪れて、通帳を持ち出したことは正当な理由があったとは認められない **ダメ!**

#### 裁判所の判断

恩田氏らの措置に正当な理由はなく、JR東労組の裁量権の逸脱という主張は採用できない

JR東労組の下部組織である、高崎地本の指揮命令下で就労する意思があると認められない

また

# JR東労組の判断の正しさが証明される